

プールのてびき



八王子市保健所 生活衛生課
環境衛生担当

〒192-0046 東京都八王子市明神町3-19-2
東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階

電 話 042 (645) 5111 (代表)
042 (645) 5142 (直通)
ファックス 042 (644) 9100

～ はじめに ～

プールとは・・・

八王子市プールの衛生管理等に関する条例において、容量50m³以上の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設で、次の2つの施設を除いたものをいいます。

(1) 公衆浴場法第1条第1項に規定される公衆浴場。

(2) 学校教育法第1条・第124条・第134条第1項にそれぞれ規定される学校・専修学校・各種学校で、専ら当該学校の幼児、児童、生徒、学生を対象として水泳又は水浴をさせる施設（学校プール）。

※在校生以外の者に使用させる場合は許可が必要です。

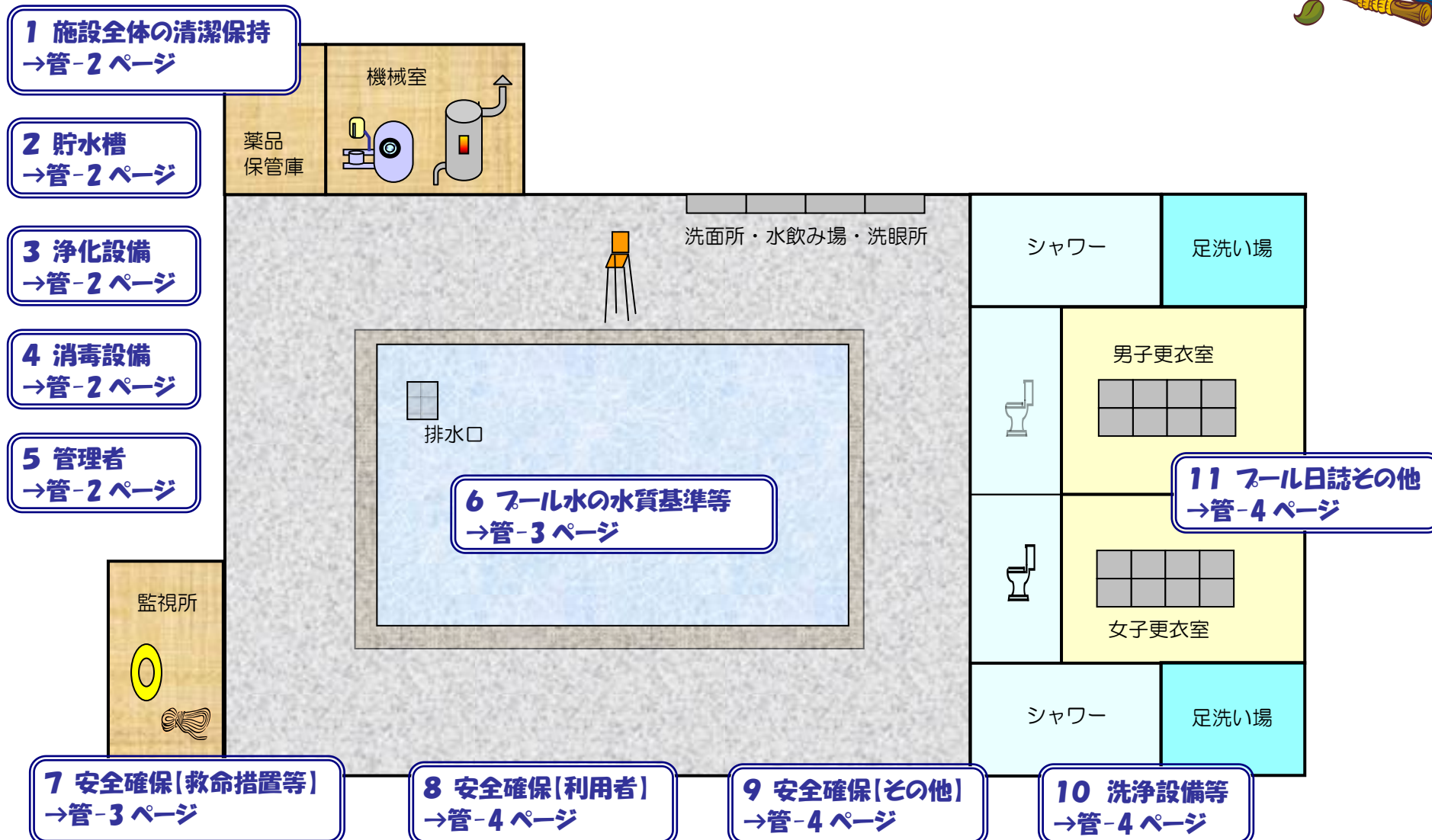
プールの経営するには・・・

保健所長の許可が必要です。条例で規定する構造設備や公衆衛生及び安全を確保するための措置に適合させなければなりません。

～ 目 次 ～

フールの維持管理	管一 1
フールの各種申請・届出手続きについて	管一 5
関係機関一覧	管一 6

フールの維持管理



1 施設全体の清潔保持

- 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。【条6-1】
- 施設又は区域には、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。【別表第2-1】

2 貯水槽

- プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、排水口、循環水取入口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。【条例6-6】
- 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。【別表第2-13】

○ 入替え式貯水槽

- ・ 使用期間中、5日に1回以上の全換水を行うこと。

○ 加温装置を使用する貯水槽

- ・ 清掃及び消毒を定期的実施すること。
- ・ 1年に1回以上レジオネラ属菌に関する検査を行い、検出限界以下であることを確認すること。
- ・ 採暖槽については、公衆浴場法に準じたレジオネラ症防止対策の措置を講じること。

○ 温泉水を原水に利用する施設

- ・ 貯湯槽の定期的な清掃及び消毒を行うとともに、貯湯槽内の湯についても、60℃以上に保つ等の公衆浴場法に準じたレジオネラ症防止対策の措置を講じること。

- 貯水槽の水は常に満水を保つこと。【運用】

3 浄化設備

- プールの使用期間中は24時間運転とすること。運転を停止する必要がある場合は、水質の保持に留意して維持管理を行うこと。また、定期的にろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を行うこと。
【運用】
- 水位調整槽及び還水槽の清掃は、1年に1回以上行うこと。また、水位調整槽及び還水槽の点検は、適宜行うこと。【別表第2-14】

4 消毒設備

- 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。
【別表第2-22】

人的な要因による薬剤混合等の事故発生を防止するため、係員に薬剤の性質及び事故発生時の対応等の必要な知識を習得させること。

5 管理者

- 第6条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに選任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。【条7】

○ 第6条：措置の基準

- 管理者の資格は、特に定めはないが、経営者に代わり施設の維持管理上必要な措置についての権限を有する者であること。
なお、管理者は、2か所以上の施設を兼務することはできない。

[] 内、根拠欄の見方

条例：八王子市プールの衛生管理に関する条例

(条1-1-1とは、条例第1条第1項第1号のことをいう。)

別表：八王子市プールの衛生管理等に関する条例施行規則別表

運用：八王子市保健所による指導基準

6 プール水の水質基準等

【別表第 1-14、別表 2-15(1)~(6)、2-16、2-17、2-21、運用】

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH 値 5.8 から 8.6 まで	毎月 1 回以上
濁度	2 度を超えないこと	
過マンガン酸カリウム消費量	1ℓ につき 12mg を超えないこと	
大腸菌	100ml 中に検出されないこと	
一般細菌	1ml につき 200CFU を超えないこと※	
レジオネラ属菌 (加温装置を設けて温水を利用する場合)	検出されないこと	1 年に 1 回以上
遊離残留塩素濃度 (塩素剤又は塩素による消毒を行う場合)	0.4mg/ℓ 以上 (1.0mg/ℓ 以下が望ましい)	毎時 1 回以上
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素による消毒を行う場合)	0.1mg/ℓ 以上、0.4mg/ℓ 以下 かつ、亜塩素酸濃度が 1.2mg/ℓ 以下	
二酸化炭素の含有率 (屋内プール)	0.15%以下	2 月以内に 1 回
照度 (屋内プール・夜間使用する屋外プール)	貯水槽の水面及びプールサイドの床面で 常時 100 ルクス以上	

※ CFU : Colony Forming Unit、 「個」

- 「レジオネラ属菌が検出されない」とは、検出限界 100ml につき 10CFU 未満の精度で試験を行ったときの検出限界をいう。
- 二酸化炭素の含有率は、測定日の施設使用開始時から中間時まで、中間時から使用終了時までの適切な 2 時点において測定し、その平均値を基準値と比較して判定すること。
- 水温は、原則として 22℃ 以上とすること。
- 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌、二酸化炭素の含有率、レジオネラ属菌の検査結果は、3 年間保存すること。

- 水質検査の採水地点は、矩形の容量 50m³ 以上の貯水槽では、対角線上の両端を含む 2 カ所以上とする。その他の形状の貯水槽では、これに準じ、貯水槽の形状に応じた適切な地点の 2 カ所以上とすること。容量 50m³ 未満の貯水槽については、原則として 1 カ所からの採水で差し支えないものとする。また、レジオネラ属菌の検査は系統ごとに 1 カ所以上とする。

7 安全確保(救命措置等)

- 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。【条 6-2】
- 監視人を適当数配置すること。【別表第 2-2】
- 監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。【別表第 2-3】

- 監視所には、専任の監視人を配置し、常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。
- 事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助、衛生管理等に必要な事項の知識及び技術等について、施設に即した研修及び訓練を行うこと。

- 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。【別表第 2-4】

- 事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管すること。
- 常に適正に使用できる状態であること。

- 救護のために、2 以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。【別表第 2-10】

- 事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。
- マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。

8 安全確保【利用者】

- 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用上の注意事項を表示すること。【条6-3】
- 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に開場時間を表示すること。
【別表第2-5】
- 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示すること。【別表第2-18】

（利用者に表示すべき事項）

- 利用上の注意事項
- 開場時間、休憩時間、清掃・点検時刻等
- 水質検査結果、構造設備の点検結果

- 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
【条6-4】
- 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。【別表第2-7】
- 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。【別表第2-8】

持込制限物の例としては、刃物等の鋭利なもの、ガラス製品等身体に損傷を与えるおそれのあるものなどが想定される。持込制限物及び迷惑行為については、利用者への注意事項として明記すること。

- 水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
【別表第2-6】

プール水が著しく汚染された場合、構造上の異常が生じた場合、気象条件の変動により水泳者等に危険を及ぼすような場合等は、すべての利用者に周知し、直ちに貯水槽からの退避を指示、誘導すること。

9 安全確保【その他】

- 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。【条6-5】

- 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、格子状のふた等及び吸込み防止金具については、閉場後等の点検時に固定状況等の安全を確認すること。
- 貯水槽本体の亀裂等の有無について点検し、必要に応じて適切な補修を行うこと。

- 疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく市長に届け出ること。

【別表第2-11】

施設において発生した疾病及び事故について、規模にかかわらず、八王子市保健所長に届け出ること。

10 洗浄設備等

- シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には、飲用に適する水を使用すること。【別表第2-9】
- 足洗い場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。【別表第2-19】

足洗い場等は、遊離残留塩素濃度を50mg/ℓ以上100mg/ℓ以下に保つこと。また、随時水を入れ替えるなど常に清浄を保つこと。

11 フール日誌その他

- 開場中、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を3年間保存しておくこと。【別表第2-12】

（記録・保管すべき事項）

- 開場時間、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況、新規補給水量、遊離残留塩素濃度等の測定結果、設備の点検及び整備の状況等
- 監視人に対して実施する研修及び訓練の実施状況

- 水着等の直接肌に接する物を水泳者へ貸与するときは、衛生的なものを提供すること。【運用】

プールの各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

■ 新規経営許可申請 《条例 第3条第1項》

- 新しくプールを経営する。
- 経営者の変更。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。

必要書類

＊ 「経営許可について（経－１ページ）」をご覧ください。

■ 変更届 《条例施行規則 第9条第1項》

- 施設の名称を変更した。
 - 経営者の住所が変更となった。
 - 法人の名称・所在地・代表者が変更となった。
 - 施設を増改築した。構造を変更した。……など
- ※ 増改築や構造を変更するときは、事前に保健所に相談して下さい。
- ※ 変更後、速やかに届出をしてください。

必要書類

- ＊ 変更届
- ＊ 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

■ 再開届 《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを休止した後に再開する。

■ 廃止届 《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを廃止した。 ※ 廃止後、速やかに届出をしてください。

■ 承継届 《条例 第5条第2項》

- 譲渡により営業者が事業を承継した。（事業譲渡）
 - 経営者（個人）が死亡し、相続をした。（相続）
 - 経営者（法人）を合併、または分割により承継した。（合併・分割）
- ※ 相続、承継した後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

必要書類

＊ プール等承継届

添付書類

（事業譲渡）

- ＊ 営業の譲渡が行われたことを証明する書類
- ＊ 登記事項証明書（届出者が法人の場合、届出者の証明書）

（相続）

- ＊ 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
- ＊ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

[相続人の範囲：法定相続人]

（合併・分割）

- ＊ 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

■ 疾病・事故発生届 《条例施行規則 別表第2-11》

- プールに起因する疾病・事故が発生した。
- ※ 規模にかかわらず、速やかに届出をしてください。

ご不明な点は、保健所までお問い合わせしてください。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について

建築基準法・東京都建築安全条例等

○八王子市 まちなみ整備部 建築指導課 審査担当

☎ 042-620-7264

○民間の建築確認検査機関

用途地域について

都市計画法

○八王子市 都市計画部 都市政策課 都市づくり担当

☎ 042-620-7302

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法等

○所管の消防署

井戸、地下水、温泉の揚水・利用について

環境確保条例・温泉法等

	担当機関	連絡先
・井戸の設置・揚水量報告等	○八王子市環境部 環境保全課 環境改善担当	☎ 042-620-7255
・地下水の揚水・利用について ・温泉法（掘削、動力設置）に関する事	○東京都環境局 自然環境部 水環境課（都庁第二本庁舎9階）	☎ 03-5388-3547
・温泉法（温泉水利用）に関する事	○八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当	☎ 042-645-5142